

## ご質問・ご意見に対する回答 (2023年1月27日号)

弊社 web サイト等よりお寄せいただきました主なご質問・ご意見に対し、以下のとおり回答を公開させていただきます。

なお、以下の回答は、お寄せいただきましたご質問・ご意見の中から回答を公開すべきと弊社が判断をしたものであり、お寄せいただきましたすべてのご質問・ご意見に対するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

Q1	上場基準に満たなくても暫定的に上場を認める「経過措置」について、実質4年で終わらせる案を東京証券取引所が発表したという新聞記事を見て質問させていただきます。 新聞記事によると、早ければ今春にも適用されるとのことですが、メディシノバは現在この「経過措置」の対象に含まれているのかご回答をお願いいたします。
A1	ご質問いただき、ありがとうございます。 当社は現在、経過措置の対象には含まれておりません。  当社が上場している東証スタンダード市場では、主に以下の上場維持基準が設けられておりますが、現在当社はすべての上場維持基準を満たしており、上場維持に係る問題・懸念等はないものと考えております。  <b>【東証スタンダード市場における上場維持基準】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・株主数：400人以上</li><li>・流通株式：流通株式数 2,000 単位以上 流通株式時価総額 10 億円以上 流通株式比率 25%以上</li><li>・売買高：月平均売買高 10 単位以上</li><li>・純資産の額：純資産の額が正であること</li></ul> 詳細につきましては、東証の web サイトをご確認ください。 <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/listing/continue/outline/02.html">https://www.jpx.co.jp/equities/listing/continue/outline/02.html</a>  よろしく願いいたします。

以上